

規約

第一章 名称

第一條 本党は日本労働党と稱し本部を東京に置く

第二章 目的

第二條 本党は党の綱領及政策を實現することと目的とする

第三章 構成

第三條 本党の綱領に賛成し規約を遵守する個人を以て構成す

第四章 機関

第一節 党大會

第四條 党大會は党の最高決議機關にして大會代議員中央委員及本部役員を以て構成す

第五條 党大會は毎年一回中央執行本員會之を招集す

党員三分の二以上を要求ありたりるとき又は中央委員三分の二以上の要求ありたりるとき其他緊急の必要ありと認めたりるとき中央委員會臨時大會を以て構成す

時大會を招集することを得

第六條 党大會の議長及副議長は大會に於て選挙す

第七條 党大會の代議員は支部聯合會より選出するものとす

但し中央委員會の承認ありたりるときは支部より選出することを得代議員の選出比率は別表に定むる所に依る

第八條 党大會は代議員二分の一以上出席するに非ざれば議決することを得す

第九條 党大會の議事は出席代議員の過半数を以て之を決す賛成同数を以て之を議決す

第十條 党大會は中央委員長一名中央委員若干名を選出するものとす

第十一條 中央委員會は次期大會迄決議機關として大會に對して責任を負ふものとす

第十二條 中央委員會は中央委員長中央委員を以て構成し必要に應じて中央委員長之を招集す 但し中央委員の三分の一以上の要求ありたり